

海上自衛隊達第13号

技術海曹の採用等の基準に関する達の一部を改正する達を次のように定める。

平成24年4月25日

海上幕僚長 海将 杉本 正彦

技術海曹の採用等の基準に関する達の一部を改正する達

自衛官の採用の基準に関する訓令(昭和30年防衛庁内訓第1号)第2条の規定に基づき、技術海曹の採用等の基準に関する達(平成4年海上自衛隊達第26号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(採用の基準)

第2条 日本国籍を有し、かつ、別表の職域の区分ごとに採用階級に該当する資格又は免許(以下「資格等」という。)を有する者は、当該階級に採用することができる。この場合において、当該者が資格等に係る業務経験を有するときは、その年数を勘案して上位の階級に任用することができる。

第3条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。



別表（第2条関係）

資格等による採用基準

採用階級 職域の区分	海曹長	1等海曹	2等海曹	3等海曹
電計処理	ITストラテジスト システムアーキテクト プロジェクスマネージャ ITサービスマネージャ システム監査技術者	応用情報技術者 ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト		基本情報技術者
車両		1級自動車整備士	2級自動車整備士	
航海		3級海技士（航海）	4級海技士（航海）	
機関		3級海技士（機関） 第1種ボイラー・タービン主任技術者 特級ボイラー技士	4級海技士（機関） 第2種ボイラー・タービン主任技術者 1級ボイラー技士	
応急工作及び技術		特級ボイラー技士 1級技能士 第1種放射線取扱主任者	1級ボイラー技士 特別ボイラー溶接士	普通ボイラー溶接士 2級技能士 第2種放射線取扱主任者
航空管制			航空交通管制技能証明保有者	基礎試験合格者
情報			外国語大学（外国語短期大学を除く。） 等卒業者又は実用英語技能検定試験1 級若しくはこれと同等の資格を有す る者	外国語短期大学等卒業者又は実用英語 技能検定試験準1級若しくはこれと同 等の資格を有する者
通信		第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 A I 第1種工事担任者 D D 第1種工事担任者 A I・D D 総合種工事担任者	第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 A I 第2種工事担任者 A I 第3種工事担任者 D D 第2種工事担任者 D D 第3種工事担任者
気象海洋		気象予報士		
電測、電子整備及び航空電子整備		第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士 A I 第1種工事担任者 D D 第1種工事担任者 A I・D D 総合種工事担任者	A I 第2種工事担任者 A I 第3種工事担任者 D D 第2種工事担任者 D D 第3種工事担任者

航空整備	1等航空整備士 航空工場の整備士	2等航空整備士		
補給及び給養衛生	管理栄養士	栄養士 臨床工学技士 理学療法士 臨床検査技師 診療放射線技師 看護師	作業療法士 救急救命士 視能訓練士 義肢装具士	歯科技工士 歯科衛生士
施設	1級建築士 1級電気工事施工管理技士 建築施工管理技士	2級電気工事施工管理技士 第1種電気主任技術者	2級建築士 測量士 第2種電気主任技術者	測量士補 第3種電気主任技術者
音楽			大学（短期大学を除く。音楽に係る部・科）卒業者	短期大学（音楽に係る科）卒業者

備考

- 1 航空管制の項中基礎試験合格者とは、航空交通管制職員試験規則（平成13年国土交通省訓令第97号）に基づく基礎試験に合格した者をいう。
- 2 航空整備の項中1等航空整備士のうち、航空法の一部を改正する法律（平成11年法律第72号）による改正前の航空法の規定による2等航空整備士の資格について、その技能証明を受けている者であって、その者に係る業務範囲が同法附則第2条第3項に規定する行為を行うこととされているものは、2等海曹に採用するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成24年4月25日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の技術海曹の採用等の基準に関する達別表第1に定める資格等を有する者に係る採用等の基準については、当該資格等が効力を有する間は、なお従前の例による。